

## 緊急事態宣言発出時における教育活動等について

— 感染予防を強化し、教育活動の一部を制限しながら学校での学びを継続していきます —

1 期間:令和3年9月1日(水)～ 緊急事態宣言解除(延長された場合も含む)まで

2 対象:市内公立幼稚園・小・中・義務教育・特別支援学校

※公立幼稚園・特別支援学校については、状況に応じて個別の対応をとる場合がある

3 留意事項

### 感染防止対策の徹底

- マスクの常時着用(休み時間も含む) ※不織布マスクを推奨
- 三密の回避  
ただし、この期間は「一つの密」も可能な限り回避する
- 手洗いの徹底、特に換気には留意する
- 登下校時
  - ・登下校時に昇降口が密にならないよう工夫に努める
  - ・登校時の児童生徒及び同居家族の健康状況の把握(健康観察表)※昇降口前など学校の定めた場所で実施
- 登校後に、風邪症状などの体調不良が見られた場合には、自宅で休養させる(早退の場合、家族に迎えに来てもらうなど安全に下校させる)
- 家庭において同居家族が体調不良の場合、児童生徒の登校を控えることへの協力を強く依頼する

### 緊急対応

- 陽性者が判明した場合には下記の対応とする(期間については状況により決定する)
  - ・学級閉鎖…同一学級内で経路不明の複数名の感染が確認された場合  
※陽性者が1名であっても状況確認のために閉鎖する場合がある
  - ・学年閉鎖…同一学年内で複数の学級が学級閉鎖をする状況にある場合
  - ・学校閉鎖…同一学校内で複数の学年が学年閉鎖をする状況にある場合※同一学区内で複数の学校が学校閉鎖をする状況にある場合は感染が確認されていない学校についても、予防的な観点から学校閉鎖を検討する
- 家庭とオンラインでの連絡・学習を想定した準備を進める

### 学校教育活動

- 部活動は休止、心身の健康と体力・技術の維持向上の観点から、希望する生徒には自主活動支援として、活動場所を提供する
  - ・自由参加とし、必ず指導者がついて活動する
  - ・管理職は活動計画を確認し、活動の可否について判断する
  - ・活動時間は平日のみ、片付けも含めて2時間以内で土日の活動はしない

- ・合唱部、吹奏楽部、管弦楽部の活動では合唱、合奏は行わない  
個人練習については、前後左右2m以上離れる(歌唱の際はマスク着用)
- ・緊急事態宣言下に大会が開催される部活動に限り、2週間前より部活動として活動できるが、その間の練習試合等は禁止とする
- 修学旅行については、千葉県の通知に基づき、市川市公立学校長会の基準をもとに、市川市教育委員会と協議の上、実施の可否について決定する
- 校外学習は中止または延期
- 学校行事は必要最小限とし、感染対策を十分に行う

### 学習活動(教育課程の工夫)

- 音楽…合唱・合奏など、大きな声、飛沫などが想定される活動の休止
  - ① 管楽器活動(リコーダー・鍵盤ハーモニカなど)を休止し、キーボード・打楽器・ギターなどの活動を中心とする
  - ② 合唱活動を休止し、歌唱教材においても聴覚機器を活用して曲を聴いて覚えたり、どのように演奏したいかを考えたりする活動等を行う
- 体育…この期間は、児童生徒同士の距離(両手間隔)を確保し学習する
- その他の教科
  - ・グループでの活動は原則休止、実施の場合は十分な換気を行い、パーティションの使用や距離(可能な限り2m、最低1m以上)を十分にとるなど、感染防止対策を十分に行う
- 歌(朝の会・帰りの会)、大声、飲食を伴う活動の休止
- クラブ活動・委員会活動は原則休止、必要に応じて最小限の活動とし、感染防止対策を十分に行う

### 保健・給食

- ・給食時の飛沫防止指導再確認(配膳、片付けを含め給食中は会話をしない)
- ・給食時の工夫(配膳の簡素化の工夫・手で食することを避ける工夫)
- ・消毒・検温は現状の対応を継続
- ・食事中は、窓を全開にするなど最大限の換気に努める

### 教育活動外

- ・まなびくらぶ休止
- ・子ども教室は人数、時間の制限
- ・施設開放は小中学生の活動のみ認める(活動内容は制限有)
- ・保育クラブ継続
- ・各種会議は開催の延期や方法を工夫する、来校者を必要最低限とする